

鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例 平成4年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第2条（省略） （事業）</p> <p>第3条 やすらぎは、法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者に対し、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1） 介護保健施設サービス（法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスをいう。）</p> <p>（2） 短期入所療養介護（法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）及び介護予防短期入所療養介護（<u>法第8条の2第8項</u>に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）</p> <p>（3） 通所リハビリテーション（法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）及び介護予防通所リハビリテーション（<u>法第8条の2第6項</u>に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（定員）</p>	<p>○鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例 平成4年3月27日 鳥取市条例第3号</p> <p>第1条～第2条（省略） （事業）</p> <p>第3条 やすらぎは、法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者に対し、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1） 介護保健施設サービス（法第8条第25項に規定する介護保健施設サービスをいう。）</p> <p>（2） 短期入所療養介護（法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）及び介護予防短期入所療養介護（<u>法第8条の2第10項</u>に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）</p> <p>（3） 通所リハビリテーション（法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）及び介護予防通所リハビリテーション（<u>法第8条の2第8項</u>に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（定員）</p>

第4条 やすらぎの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事業 100名
 - (2) 前条第3号に掲げる事業 23名
- (指定管理者による管理)

第5条 やすらぎの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にやすらぎの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) やすらぎの利用に関する業務
- (3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やすらぎの管理上市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第7条 やすらぎを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、やすらぎの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

第4条 やすらぎの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる事業 100名
 - (2) 前条第3号に掲げる事業 20名
- (指定管理者による管理)

第5条 やすらぎの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にやすらぎの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) やすらぎの利用に関する業務
- (3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やすらぎの管理上市長が必要と認める業務

(利用の許可等)

第7条 やすらぎを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する利用の許可に、やすらぎの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(利用料金)

第8条 やすらぎの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、やすらぎの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に係る利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）に基づき算出した額とする。

(2) 室料は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）において定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。ただし、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5各号又は第97条の3各号に掲げる者にあつては、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の規定により算定した額を上限とする。

(利用料金)

第8条 やすらぎの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、やすらぎの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に係る利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）に基づき算出した額とする。

(2) 室料は、次の表に定める額（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5各号又は第97条の3各号に掲げる者にあつては、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第414号）の規定により算定した額に相当する額）の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

種類	金額
----	----

(3) 日常生活に要する費用は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、前条第2項第2号及び第3号に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(手数料)

第11条 やすらぎにおいて各種診断書の交付を受ける者は、1通につき1,100円の手数料を納付しなければならない。

第12条～第17条 (省略)

個室	1日につき1,640円
多床室	1日につき320円
備考 1日未満は、1日とする。	

(3) 日常生活に要する費用は、規則で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、前条第2項第2号及び第3号に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(手数料)

第11条 やすらぎにおいて各種診断書の交付を受ける者は、1通につき1,080円の手数料を納付しなければならない。

第12条～第17条 (省略)